

第2回秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議 座席表

平成23年2月18日(金)午後1時30分～午後3時30分 於:官邸4階大会議室

(出入口)

内閣情報調査室

内閣情報調査室

安富委員

藤原委員

長谷部委員

防衛省

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

事務局

○

○

○

○

○

内閣情報調査室

内閣情報官

内閣官房長官

縣委員(座長)

櫻井委員

配付資料

資料1 「防衛秘密」制度の運用状況

資料2 秘密の範囲・秘密の管理①に関する考え方（事務局案）・論点

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第2回）

秘密の範囲・秘密の管理①に関する 考え方（事務局案）・論点

平成23年2月18日

第1 秘密保全法制の目的

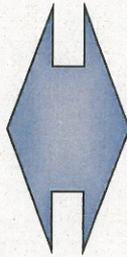
対外非公表

取扱注意

事務局案

現状

- 外国情報機関等の情報収集活動により、情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が従来から発生
- IT技術やネットワーク社会の進展に伴い、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生
- 政府の政策判断が適正に行われるためには、政府部内や外国との間での情報共有の促進が重要



我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が保有する重要な情報の漏えいにより国益が損なわれるような事態を防止する制度を確立する必要あり

秘密保全に関する法制度を整備し、秘匿すべき情報が漏れないという相互信頼を確立することが不可欠

秘密保全に関する我が国の現行法令は、防衛秘密や特別防衛秘密に関する保全制度はあるが、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定や罰則の整備が不十分

本法制の目的

政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止

↑ 国益や国民の安全を確保

↑ 政府の秘密保全体制に対する国内外の信頼を確保

※ 秘密保全と情報公開との適切なバランスに留意が必要であり、守らなければならぬ秘密を守りつつ、情報の公開がいたずらに制限されないようにすべき。

論点

○ 目的の当否

第2 秘密の範囲

(秘密とすべき事項①)

対外非公表

取扱注意

事務局案

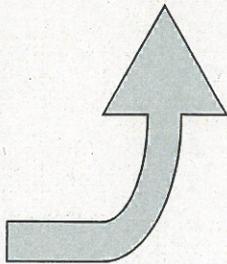
※ 特別秘密として保護すべき事項の範囲

※ 本法制で保護の対象とする特に秘匿を要する秘密を便宜的に「特別秘密」と呼ぶこととする。

ある事項を秘密として厳格な保全の対象とすることは、これにより得られる利益がある反面、
国の説明責任への影響や行政コストの増大も考えられる



行政機関等が保有する秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なもののみを特別秘密として
厳格な保全の対象とすることが適当



- ① 国の安全
- ② 外交
- ③ 公共の安全及び秩序の維持

の3分野を対象とすることが適当

※ いわゆる捜査資料については、様々な資料が含まれる上、分量も膨大であることから、捜査資料であることを理由にそのすべてを一律に本法制の秘密として取り扱うことは適当でないが、個別の捜査資料の中に本法制の下で特別秘密として取り扱われるべきものが含まれる場合には、その秘密保持について特別の取扱いを検討する必要があると考えられる。

論点

○ 事項の範囲の当否

事務局案

事項の限定列挙・秘密の必要性による絞り込み

○ 特別秘密として保護する情報は、特に秘密の必要性が高いものに限定

前記3分野の中から
別表形式等で
具体的事項を列挙

高度の秘密の必要性
を要件化

具体的事項の例：（一例であり、今後、法制化の際には更なる精査が必要）

- 国の安全
 - 「自衛隊の運用又はこれに関する見積り、計画若しくは研究」
 - 「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」
 - 「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量」
- 外交
 - 「外交における重要な交渉、協力及び政務の処理の内容」
 - 「外交において必要な外国等、国際機関等又は国際情勢に関する重要な情報」
 - 公共の安全及び秩序の維持
 - 「テロに対処するための計画又はこれらの実施状況若しくはこれらに係る研究」
 - 「テロを実行するおそれのある者又は組織の意図又は能力に係る内部情報等」

要件の例：

- 「我が国の防衛上、外交上又は公共の安全及び秩序の維持上特に秘密することが必要である場合」
- 「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」

参考：自衛隊法第96条の2第1項（抄）

防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘密することが必要であるもの…を防衛秘密として指定するものとする。

論点

○絞り込みの方法・内容の当否

第2 秘密の範囲

(秘密の作成又は取得の主体に関する範囲)

対外非公表

取扱注意

事務局案

秘密の作成又は取得の主体 (当該主体が作成・取得した情報を本法制の適用対象とすべきか)

行政機関等	国の行政機関 ○ 本法制の目的…政府が保有する秘密の漏えい防止 適用対象
	独立行政法人等 ○ 国の安全等に関する情報を作成・取得する例あり ○ 実質的には国の行政の一端を担う公的機関 適用対象に含めることが適当
	地方公共団体 ○ 公共安全・秩序の維持に関して特に秘匿を要する情報を作成・取得する例あり (警察事務) ○ 公的機関として国と密接な関係を有しつつ、地域における行政を実施 適用対象に含めることが適当 <small>ただし、通常取り扱う特別秘密は警察事務等に限られると考えられるところ、地方公共団体の自主性も考慮すると、地方公共団体に対する適用範囲を限定すること等も選択肢</small>

民間・大学 ○ 国の安全等に関する情報を作成・取得する可能性あり ● 経済活動の自由・学問の自由の観点から、国家による過度の干渉にもつながりかねない ● 民間における情報漏えいに関しては、不正競争防止法において従業員等による営業秘密の開示等に対する処罰を規定 適用対象としないことが適当 <small>ただし、行政機関等からの事業委託を受ける場合は、当該事業に関しては委託をした行政機関等と実質的に一体と考えられるから、このような場合は、民間や大学が作成・取得した情報も適用対象とすることが適当</small>
--

論点

○ 主体の範囲の是非

事務局案

1 指定行為

特別秘密は厳格な保全の対象 … 対象となる範囲を明確に特定することが適当

⇒ 標記（通知）による指定が適当 … 実質秘であり、かつ、要式行為たる指定行為により外縁を明確化されたものに限定

2 指定権者

○ 原則として、秘密の作成・取得主体である行政機関等が指定

○ 事業委託を受けた民間企業等が作成・取得した情報：
委託をした行政機関等が、情報の流出による当該事業への
影響等を最も的確に判断できる



原則として、委託元である行政機関等が指定

3 指定の効果

○ 特別秘密としての取扱いを受けることになる

⇒ 厳重な人的管理・物的管理に服する

⇒ 特別秘密の作成・取得の目的に照らし、他の行政機関等や民間企業等と共有すべき場合には、共有を認めることが
適当（自衛隊法上の防衛秘密も、一定の要件の下で防衛省外の者への伝達が認められている）

ただし、特別秘密の漏えいを防ぐために、共有先の行政機関等又は民間企業等において、法令又は契約等により
特別秘密の適切な管理が確保されることを前提とすることが適当

事務局案 (続き)

4 他の行政目的のための秘密の伝達

許認可、会計検査、捜査等の他の行政機関等の事務の遂行のため、本来伝達を想定していない当該他の行政機関等に特別秘密を伝達する必要性が認められる場合があり得るが、本法制の趣旨にかんがみ望ましいものではない

- 他の行政機関等における当該情報の必要性等を踏まえ、特別秘密の伝達の必要性を的確に判断すべき
- 伝達先において法令に基づき特別秘密の管理が確保されていることを前提とするなど、伝達により当該秘密の保護が損なわれないうようにすべき

5 指定の解除

指定の要件に該当しなくなった特別秘密について、指定を迅速に解除することは、本法制に対する国民の理解を得る上で重要

- 要件に該当しなくなった場合、指定権者において速やかに指定を解除する義務を定める
- さらに、一定期間ごとに指定の要否を再検討する機会を設ける更新制を採用すべきか

6 指定の調整等

特別秘密は、その性格上、統一的に指定され、解除されることが必要

- 国の行政機関間…特別秘密の指定及び解除について判断が異なる場合の調整の仕組みを整理することが必要
- 国の行政機関以外の行政機関等の指定・解除…国が一定の関与を行う枠組みを設けることが必要

論点

- 指定行為・指定権者 - 独立行政法人、地方公共団体の扱い
- 指定の解除 - 解除制度の在り方
- 指定の効果・他の行政目的のための伝達 - 外部との共有の在り方・条件
- 指定の調整等 - 仕組みの要否・当否